

# せいそう 労働者速報

2011年11月17日  
NO.1021

東京清掃労働組合  
中央執行委員会

教育宣伝部

**専門委員会交渉での議論は何だったのだ！小委員会交渉において区長会側の不誠実な対応を強く糾弾した！**

---

本日、10時30分より行われた第5回専門委員会交渉を経て、13時30分より平成23年度給与改定（第1回）小委員会交渉に臨みました。しかし、区長会当局はこの場においても依然として不当勧告を「尊重する」姿勢を示しています。また、要求課題に関わるわが組合の主張に耳を貸すことなく、この間の協議を一切無視した不誠実極まりない態度です。

---

わが組合は、この間の専門委員会交渉のなかで、清掃職場の厳しい実態を具体的に訴えながら、各要求項目の改善を求め続けて来ました。しかし、区長会当局の回答は、「各区において適切に運用されているものと認識している」、「現状での対応は困難である」など、この間のわが組合の主張を一切汲みいれることのないものであり、諸課題の解決を図ろうとしない態度には、強い憤りを感じるところです。

区長会当局が姿勢をあらため、踏み込んだ対応を取らない限り、団体交渉を開催しても妥結に至ることはできないことを強く申し入れてきたところですので。要求実現にむけ、引き続き全力で闘います！

## 平成23年度給与改定（第1回）小委員会交渉

1. 日 時 2011年11月17日（木）13時41分から13時53分

2. 場 所 東京区政会館17階交渉室

3. 出席者

区長会：

佐藤総務部長会会長（荒川区）、須田総務部長会副会長（江東区）、桑村  
総務部長会副会長（品川区）、酒井総務部長ブロック会幹事（新宿区）、  
齋藤総務部長会ブロック幹事（豊島）高木人事企画部長（特人厚）

オブザーバー：澤田（健）調査課長（特人厚）、伊藤勤労課長（特人厚）、  
加藤副参事（特人厚）

清掃労組：

大和田副委員長、山崎副委員長、染書記長、桐田書記次長、山崎財政部  
長、坂本組織部長、松本共闘部長、野崎賃金部長、斉藤教育宣伝部長

4. 議事録

〈当局〉

それでは、私から申し上げます。

はじめに、本年の勧告内容及び給与改定関連項目について、私どもの最  
最終的な考え方及び検討結果を申し上げます。

まず、本年の給与改定について申し上げます。

本年の特別区人事委員会勧告の内容については、持ち直していた景気が、  
東日本大震災等により、弱い動きとなり、民間給与水準に影響を及ぼした  
結果であるとして重く受け止めております。

私どもといたしましては、このような認識のもと、公民較差の取扱いに  
ついては、尊重すべきものと考えております。

公民較差相当分の解消を図るための「所要の調整措置」につきましては、  
情勢適応の原則や、民間給与水準と均衡させる給与改定の仕組みを踏まえ、

これを講じることが妥当であると判断しております。

本年の給与改定につきましては、後ほどの団体交渉でお示しいたします。

次に、給与改定関連項目について申し上げます。

まず、業務職給料表についてです。

業務職給料表に関する私どもの認識につきましては、これまで申し上げてきたところですが、本年の改定については、昨年度の交渉結果を踏まえ、勧告された給料表の改定内容に準じて引下げの改定を行うことが必要であると考えております。

また、保障額につきましても、昨年度の交渉結果を踏まえ、行（一）給料表の改定率に基づき引下げの改定をする必要があると考えております。

業務職給料表の改定等につきましては、ただいま申し上げた考え方にに基づき、後ほどの団体交渉の場においてお示ししたいと考えております。

次に、高齢期の雇用問題について申し上げます。

高齢期の雇用問題につきましては、特別区における再任用等の実態を踏まえつつ、採用から退職までの人事・給与制度全体のあり方について、総合的な検証を行う必要があると考えております。

平成25年度の公的年金の支給開始年齢の引上げが目前に迫っていることから、国における関連法案の検討状況等を注視しつつ、早急に検討を進めてまいりたいと考えております。

私どもといたしましては、今後もこれらの課題について、引き続き皆さんと協議してまいりたいと考えております。

その他、皆さんからの要求事項につきましては、私どもの考え方を先ほどの専門委員会でお示ししたところですが、内容はお手元にお配りしたとおりです。

その他の交渉項目につきましては、別紙のとおりといたします。

以上が本年の給与改定に係る私どもの考えであります。区政を取り巻く環境が極めて厳しい中、これまでの皆さんとの協議を踏まえ、慎重に検討

を重ねた結論ですので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上の内容について、後ほど、団体交渉を持ちたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

私からは、以上です。

〈清掃労組〉

ただ今、皆さん方から「最終的な」という言い方で、考え方及び検討結果が示されました。

皆さん方から示された考え方は、これまでの団体交渉や専門委員会等で主張してきた私どもの考え方をまったく踏まえていないものであり、とても納得できないものであることを申し上げます。

まず、特別区人事委員会勧告であります。

今年の特別区人事委員会勧告は、精確な公民比較が反映されたものではないということを指摘してきました。労働団体も経済団体の集計結果も、賃上げは改善の傾向にあると集計されています。

また、民間の比較対象企業規模も、2006年度以降「100人以上」から「50人以上」に引下げ、さらに100人未満企業の割合を2006年度の約3倍に増やした結果であり、公務員賃金の引下げを策すものであることを繰り返し申し上げてきました。

給与決定の原則は、第一に「生計費」を考慮することになっています。都内民間企業の賃金水準は、都道府県で最も高い状況にあるという調査結果も出ています。本年の勧告は、全国最高の生計費を必要とする首都圏で暮らす特別区職員の生活実態がまったく考慮されていません。

地域手当については、本来の趣旨からも特別区職員には必要の無いものですし、「所要の調整」は不利益不遡及の原則から逸脱するもので、断じて認めることはできません。

次に、業務職給料表及び現業系人事制度についてであります。

皆さん方は、本年の特別区人事委員会勧告について「重く受け止め」「尊重すべきもの」という考え方を示し、業務職給料表についても「昨年度の交渉結果を踏まえ、勧告された給料表の改定内容に準じて引下げの改定を行うことが必要である」としています。

皆さん方は、「考え方」を示すだけで、業務職給料表そのものは、いまだに提示していません。業務職給料表は労使交渉で確定します。給料表も示さずに考え方だけを主張する皆さん方の姿勢は、協議そのものを拒否する姿勢であり、不誠実な対応と言わざるを得ません。

清掃行政を現実に担っているのは、現場の第一線で職務に精励する私たち清掃職員です。区長会および各区長は任命権者の責任においてそのことを正しく認識し、区民との直接の信頼関係で成り立っている各特別区の子掃事業の大切さ、現場を担っている清掃職員の位置付けや処遇について、真剣に考えるべきです。

特別区の子掃事業は、年ごとに多種・多様化を続け、困難度や複雑性も増すばかりです。それでも、区民にとって安全で安心な住環境を保障するという、清掃職員の自信と誇りで特別区の子掃事業は維持されていると言っても言い過ぎではないと、私どもは自負をしています。

特別区の子掃職員が、日夜職務に精励している努力と奮闘を、正当に評価すべきことを再三にわたって主張していますが、皆さん方からは、国や他の地方公共団体、民間事業の従事者の給与水準との比較で、「業務職給料表は依然として高い水準にある」という認識を示すだけです。

首都・東京の子掃事業の特殊性や困難度、職員の職務内容や職責は、「国や他の地方公共団体」、「民間の廃棄物処理業等」と同様の職務内容ではありませんし、単純な比較が当てはまるものではありません。

職務・職責が重くなる一方で、給与処遇や人事制度が改悪されるばかりでは、職務に対する意欲の維持・向上が困難になるばかりです。昇任選考の申し込みを躊躇する多くの職員がいる実態や、職員の努力が正当に評価されていない実態等、多くの問題があることを指摘してきました。

特別区の子掃事業の実態に現行の人事制度や賃金制度・水準が見合っていないのです。

技能・業務系職員の「職責」や「設置基準」は、集団作業を前提とし、集団作業における役割に着目して定められています。職務内容の特殊性や困難度について、軽視されていることを指摘せざるを得ません。

作業計画の作成や大規模事業所の排出調査・指導、区民からの苦情への対応や議会への対応等、多様化する清掃事業の特性からも、その職責は重くなる一方です。

2008年度賃金確定期に技能長の設置基準について、一定の改善が図られました。技能長や統括技能長などの職責の軽減や、職員の職務に対する意欲の維持・向上からも、設置基準をさらに見直すよう求めています。踏み込んだ考え方がいまだに示されないことに強い不満を表明します。

設置基準の見直しについて、再考されるよう求めます。

高齢期の雇用問題であります。

この問題は、職員の生活設計にかかわる重要な課題であります。屋外の作業が多くを占める清掃事業の実態を踏まえた十分な議論が必要です。

皆さん方は、「国における関連法案の検討状況等を注視しつつ」としていますが、これまで指摘してきたように、国と特別区とでは、再任用制度の活用状況や職務内容などについて、大きな違いがあります。

今後の検討にあたっては、私ども清掃職員の職務内容などの実態を踏まえていくことが不可欠であります。今後の十分な労使協議を重ねることと、私どもの意見を反映することを求めます。

私どもは、3月10日の第1回団体交渉で「2011年度賃金労働条件改善要求書」を提出して以降、団体交渉、専門委員会交渉を重ねてまいりましたが、皆さん方からは、問題解決に向けた具体案等について一切示されませんでした。もはや課題の先送りは許されません。

皆さん方が早期の解決を求めるのならば、私どもの要求に踏み込んだ回答を示す以外に解決の道はないことを認識するべきです。

〈当局〉

ただいま清掃労組の皆さんの考え方について、伺いました。

技能系・業務系人事制度につきましては、これまでの受験資格や設置基

準の改正により、所要の見直しは図られたものと認識しておりますが、引き続き皆さんと協議してまいりたいと考えております。

残された時間はわずかではありますが、私どもといたしましては、皆さんと真摯に協議を進め、時機を失することなく諸課題の解決を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

〈清掃労組〉

ただ今、皆さん方から示された考え方は、職場でまじめに職務に励んでいる組合員の切実な要求に全く応えておりません。このような内容では団体交渉を開催しても、妥結などできないと申し上げます。私どもが納得できる踏み込んだ判断をされるよう求めます。